

報告三

WTO体制における地域主義

愛知県立大学学長 高島 忠 義

一 はじめに

現在、日本国内では、環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership, TPP) 協定の締結交渉に参加すべきか否かが大きな政治的・経済的問題となっている。今のところ、TPP協定の締結交渉に参加している国は、環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement, TPSEPA) の締約国であるシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの四カ国に、米国、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、ペルー、カナダ及びメキシコの七カ国を加えた一一カ国である。現在の民主党政権は、政府与党内の対立もあって、この交渉に直ちに参加するのではなく、その参加に向けて関係諸国と事前協議を行っている段階である⁽¹⁾。

こうした協定は、一般に「地域的貿易協定」 (Regional Trade Agreement, RTA) と呼ばれているが、締約国間で特惠待遇を相互に供与する点に着目して特惠的貿易協定 (Preferential Trade Agreement, PTA) と呼称される場合もある。ちなみに、二〇一一年の世界貿易報告書は、RTAの用語が広く世界的に使用されている事実を認めつつも、それらの中には締約国が単一地域を越えるものが存在するという理由で、PTAの用語を採用している⁽²⁾。PTAの表記には、多角的な最惠国待遇 (MFN) ではなく、締約国相互間での特惠待遇の許与を強調することができるという利点がある一方、RTAには、普遍的なWTOレジームに対する地域的な貿易レジームという側面を端的に表現することができる利点がある。本稿においては、現時点

において、国際的通用性のより、高い R T A の用語を使用する。

旧ガット時代における R T A の通報数は僅か一二三件にとどまっていたが、一九九二年以降、その数は急増しており、W T O 設立後に通報された R T A の総数は五一一件にも上っている(二〇一二年一月一日の時点)^③。また、近年は、R T A の対象範囲も次第に拡大しており、旧ガット時代のモノの貿易に加えて、サービスや知的財産など W T O の新規分野を対象とした協定、更には投資、環境、競争政策など W T O の対象範囲を越える「新世代の R T A」又は「W T O プラス」と呼ばれるものさえ、散見されるようになった。

R T A の急増と多様化(深化)は、停滞した W T O のラウンド交渉を補完したり、W T O の非対象分野の自由化を進める手段としての有用性をもつ半面、経済的ブロック化の恐れや W T O ラウンド交渉のより、一層の遅延といった問題点も内在している。また、国際貿易法の視点から見ると、締約国と非締約国間の差別待遇を伴う R T A の増加は、ガット・W T O 体制の根幹を成す多角的な M F N 原則(加盟国間の無差別待遇)を動揺させることになる。本稿は、前者の経済的側面

も考慮に入れつつ後者の法的問題に取り組むもので、R T A 急増の背景分析とその類型化を試みた後、旧ガットと W T O における R T A の位置付け、さらには W T O の事例研究を踏まえて、W T O と R T A の「統合」(coherence)の可能性を探ってみたいと思う。

二 R T A の急増と多様化

R T A は、近年、その締結数が増加しているだけでなく、内容的にも非常に多様化しつつある。ここでは、R T A 急増の背景を探ると共に、W T O の従来の分類方法が R T A の多様化に対して十分に対応可能なものであるかどうかを検証する。

1 R T A 急増の背景

一九九二年以降に R T A の数が急増しはじめ、現在では、世界中に張り巡らされた R T A のネットワークが「スパゲティ・ボール」(spaghetti bowls) シンドロームと揶揄されるまでになっている。その背景にはさまざまな事情があると考えられているが、ここでは、その主要な要因を四点ほど挙げておくことにする。

その第一は、W T O の意思決定が非常に「重く」

なっており、ドーハ・ラウンド交渉が行き詰まりを見せていることである。⁽⁴⁾ WTO設立以降に多数の発展途上国が加盟したために、WTOにおいてコンセンサスを得ることが次第に困難になっており、同ラウンド交渉では農産物と鉱工業品の貿易自由化を巡って先進国と発展途上国とが鋭く対立している。さらに、WTOの対象分野が知的所有権やサービスなどにまで拡大したことも、加盟国間の利害関係を複雑化し、同ラウンド交渉が困難を極める一因となっている。

第二は、RTAの「ドミノ効果」と呼称される現象である。⁽⁵⁾ RTAの締結により、非締約国は、その反射的不利益を回避するために当該RTAに参加するか又は新たなRTAの締結に踏み切るかの選択を迫られることになる。実際、日本は、NAFTA設立に伴う投資上の差別的な利益を回避するために、メキシコとの間でRTAを締結せざるを得ない状況に陥った。こうした経験を踏まえて、包括的経済連携に関する閣僚委員会は、「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(二〇一〇年)の中で、ドーハ・ラウンド交渉の行方が不透明な中でRTAのネットワークが形成されつつある状況に対処するために、日本も他国との「高

いレベルの経済連携」に取り組む必要があることを強調している。

第三に、RTAは、EUのような政治統合まで目指していない⁽⁶⁾、たいていの場合、一定の政治的意図を内包している。近年、ラテン・アメリカ、アジア及びアフリカの各地域において発展途上国間のRTAが増加しているが、これらは、地域・小地域内の連帯強化を目指したものである。また、日本がTPP参加準備協議と並行して、日中韓FTA構想、東アジア自由貿易圏構想(EAFTA=ASEAN+3)さらに東アジア包括的経済連携構想(CEPEA=ASEAN+6)を掲げているのは、日本政府が米国、中国及びアジア諸国との政治的関係のバランスを考慮していることである。こうした政治的含意が強い場合、RTAは、貿易分野というロー・ポリティックスの領域から「ハイ・ポリティックス」のそれへと昇華する。

最後は、RTAに特有の柔軟性である。WTOのラウンド交渉では、全加盟国のコンセンサスが必要とされるために、各加盟国の個別事情を考慮した柔軟な貿易ルールを作成することができない。ところが、RTAの締約国は、相手国との交渉次第で、貿易自由化の

対象から自国のセンシティブな品目を除外したり、投資、環境、競争政策といった WTO の非対象分野を規制することもできる。ただ、こうした RTA の利点は、貿易ルールのフラグメンテーションに繋がる危険性を内包している点に留意しなければならない。

2 RTA のタイポロジー

RTA は、近年、その内容が多様化しつつあり、そのタイポロジーを最新化する必要が生じている。WTO は、これまで、各 RTA の根拠規定となる WTO 規則に照応した分類を行ってきた。しかし、WTO の対象範囲を越える新世代の RTA が登場することにより、WTO における RTA の分類方法は次第に陳腐化しつつある。

WTO における RTA の第一のカテゴリーは、ガット二四条に基づくものである。さらに、それは、自由貿易地域 (Free-Trade Area, FTA) を設立する RTA (八項 (b)) と関税同盟 (Customs Union, CU) を設立する RTA (同項 (a)) に分けられる。後者が域内貿易の自由化と域外国に対する共通通商政策を要件とした高度な統合体 (中央アメリカ共同市場 CACM、後述

のトルコ・EC 連合など) であるのに対して、前者は、域内貿易の自由化にとどまる (独立国家共同体 CIS、南部アフリカ開発共同体 SADC など)。

第二は、「異なるより、有利な待遇、相互主義並びに発展途上国のより、十分な参加に関する一九七九年締約国団の決定」に基づき、発展途上国間で特惠の相互許与を約定した RTA である。右の決定は、一般に「授権条項」(Enabling Clause) と呼ばれており、その二項 (c) は発展途上国相互間での特惠許与がガット一条の多角的な MFN 原則に抵触しないことを公式に認めた。⁽⁸⁾ この種の CU 又は FTA としては、後述の南米南部共同市場 (メルコスール) に加えて、東南アフリカ共同市場 (COMESA) や ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) などがある。

第三は、「サービス貿易に関する一般協定」(GATS) 五条に基づいた「経済統合協定」(Economic Integration Agreement, EIA) である。GATS は、多角的な MFN 原則 (一条) を通じた、郵便・通信、金融、運輸などのサービス貿易の自由化を目的としたもので、その五条は、締約国間でサービス貿易を自由化するための協定を締結することを一定条件の下で容認

している。かかるRTAとしては、欧州経済地域（EEA）協定のような単純なEIAタイプと、北米自由貿易協定（NAFTA）や日本の経済連携協定のような、FTAにEIAを加えたタイプ、さらにはEUのような、CUにEIAを加えたタイプがある。

ちなみに、日本政府の目指す「経済連携協定」（Economic Partnership Agreement, EPA）とは、自由貿易協定（Free Trade Agreement）のような物品貿易への関税やサービス貿易の障壁の削減・撤廃にとどまらず、投資、人の移動（専門家・技術的職種の就労）、知的財産の保護、競争政策及び政府調達などの規則作成やビジネス環境の整備（相手国企業からの苦情処理、紛争解決メカニズム）等も含む、幅広い経済関係の強化を目的としたものである⁽⁹⁾。

三 ガットにおけるRTA

RTAの起源は、本国と植民地間の相互特惠制度や世界恐慌時の排他的な保護貿易圏（いわゆる経済ブロック）にある。そのため、加盟国市場に対する平等アクセスや国際貿易における差別待遇の撤廃等を目的とした国際貿易機関設立憲章（ハバナ憲章）を起草す

る過程では、RTAの存続を主張する英国とその廃止を求める米国とが鋭く対立することになった。

1 ガットとRTA

一九四四年のブレトン・ウッズ会議でハバナ憲章を起草する際に、英国と米国は関税の引下げという点では一致したものの、既存のRTAの存続に関しては意見を異にした。英国が帝国特惠（Imperial Preferences）の存続を主張したのに対して、米国がそれにより最大の貿易相手である英国とカナダへの市場アクセスを妨げられるとして、その存続に反対の姿勢をとったからである。しかし、当時の米国は、CUの形態で欧州統合を支援しようと考えており、カナダとの間ではFTA設立のための秘密交渉を行っていたことから、最終的にはCUとFTAの両者を容認する姿勢に転じた。⁽¹⁰⁾ その結果、ハバナ憲章の中にCUとFTAに関する四四条（ガット二四条の原形）が置かれることになった。⁽¹¹⁾ 右のような交渉過程から明らかなように、多角的なMFN原則に立脚するガット体制の下でも、決してRTAの存在は排除されていない。むしろ、二四条四項は、ガット締約国が「任意の協定により、その協定の

当事国間の経済の一層密接な統合を発展させて貿易の自由を増大することが望ましい」とさえ述べている。ただ、RTAは、貿易創出効果が見込まれる半面で貿易歪曲効果（取り分け域外国に対するそれ）も伴うために、多角的なMFN原則と「必ずしも常に調和的(harmonious)」という訳ではない¹²⁾。

したがって、ガットの起草過程では、RTAの存在そのものは否定されなかったものの、多角的なMFN原則の特別な「例外」として認識されており、二四条の掲げる諸要件を具備しなければならなかった。その中で取り分け重要な要件は、同条の八項と五項に定められている。八項はFTAとCUを概念定義したもので、FTAについては、域内の「関税その他の制限的通商規則」を「実質上のすべての貿易」について廃止すること（同項（b））、CUに関しては、それに加えて（同項（a）（i））、各構成国が域外国に対して「実質的に同一の関税その他の通商規則」を適用すること（同項（a）（ii））が必要である。また、五項は、CUとFTAの構成国が域外国に対して以前よりも関税を引き上げたり、「その他の通商規則」をより、制限的なものにならないことを求めている。CU構成国は、もし

二条の譲許税率を引き上げる場合には、関係域外国との交渉と合意を通じて「補償的調整」を行わなければならない（同条六項）。

2 RTAのガット適合性

RTA締約国は、協定締結の事実を直ちにガットの締約国団へ通告するとともに、関連する情報を締約国団に提供しなければならない。締約国団は、これらの通告と情報に基づいてRTAの二四条適合性を検討し、「適当と認める報告及び勧告」を行う（同条七項（a））。旧ガット時代においては、締約国団が報告・勧告を行う前に、特別に設置された委員会又は作業部会が個別にRTAのガット適合性を検討しており、例えばEEC設立条約の検討に際してはローマ条約委員会、チェコとスロバキアのCUの検討にあたっては作業部会(WP)が設置されている。

右のローマ条約委員会では、一七日間に亘り、関税及びCU設立の計画と日程、数量制限、農産物貿易並びに海外領土との連合の四分野を小グループに分かれて検討している。しかし、これらグループから時間と情報の不足を理由に「明確な結論」が提出されなかつ

たために、同委員会は、ローマ条約のガット適合性に関して結論を出すことができなかった⁽¹⁴⁾。

それ以外の検討委員会や作業部会においても、RTAのガット適合性に関する明確な結論は、チエコとスロバキアのCUに関する作業部会を除いて提出されていない。同部会の担当した事案は、チエコスロバキア連邦共和国の解体後にチエコとスロバキアがCUを設立するという特殊なものであった。つまり、この事案では、CU設立に必要な域内貿易自由化と対外共通通商政策の要件をCU設立以前から具備していたのである。そのために、作業部会は、「両国間のCU設立協定が二四条に適合する」旨を容易に認定することができた⁽¹⁵⁾。

一九八三年、ガット事務局はRTAのチェック体制がほとんど機能していない情況に危機感を募らせ、当該問題を検討するために七名で構成されるグループを設立した。その報告書『より良い未来に向けた通商政策』（一九八五年）——いわゆるLeutwilerレポート——は、「CUとFTAを認める規則が歪曲・濫用されており、多角的貿易体制に対する一層の侵蝕を防止するためには、これらの「曖昧な例外」規則を明確化

及び厳格化する必要がある」と結論付けている⁽¹⁶⁾。

四 WTOにおけるRTA

一九八六年から一九九四年にかけて行われたウルグアイ・ラウンドでは、増加しはじめたRTAの取扱いが問題になった。同ラウンド交渉においては、日本などからガット二四条の文言解釈を明確化するための提案がなされ、「二四条解釈に関する了解」として結実した。一九九六年に開催されたWTOの最初の一般理事會と閣僚會議においてもRTAの問題が取り上げられ、RTAのチェック体制を強化すると共にRTAの補完性とWTOの優位性を強調する文書が採択された。

1 ウルグアイ・ラウンド

ウルグアイ・ラウンドでは、急増しつつあるRTAの取扱いが議論になり、二四条の文言解釈の明確化を求めるさまざまな提案が行われた⁽¹⁷⁾。ちなみに、日本からは、CU設立前後における関税の「全般的な水準」（同条五項（a））、CU又はFTA設立までの中間協定の「妥当な期間」（同項（c））並びに域外国への損失補償手続を明確にするための提案がなされている。

日本等からの提案は、「一九九四年ガット二四条の解釈に関する了解」(以下、二四条解釈了解)として結実した。この了解により、関税の「全般的な水準」がいわゆる実効税率に基づいて算出されること(二二項)や、中間協定の「妥当な期間」が一〇年を越えないこと(三項)などが明確にされた。また、手続面では、CUとFTAのガット適合性の検討(review)が作業部会によって行われ、その報告に基づいて物品貿易理事会が「適当と認める勧告」を行うこと(七項)、ガットの一般的な紛争解決手続が「二四条の規定の適用から生じる問題」についても適用可能であること(二二項)が明確にされた。

2 WTOとRTA

一九九六年一二月にシンガポールで開かれたWTOの第一回閣僚会議においてもRTAの問題が取り上げられ、その討議結果が最終日の一三日に採択された閣僚宣言の中に盛り込まれた。¹⁸⁾ 同宣言の第七節を見ると、その前半部分では、RTAの飛躍的増大と対象範囲の拡大が貿易の「一層の自由化」と発展途上国等の国際貿易体制への統合を促進しているとの積極的評価がな

される半面、その後半部分では、RTAの補完性とWTOの優位性(primacy)が強調されている。

同会議から一〇カ月ほど遡った二月六日の一般理事会では、RTAに関連した重要な決定がなされている。¹⁹⁾ それは、RTAのチェック機関として、従来の作業部会に代わり、新たにRTA委員会(全加盟国に開放)を設置するというものであった。同委員会は、物品貿易理事会、サービス貿易理事会及び貿易開発委員会に対して、RTAの「検討」(examination)結果を報告書として提出すると共に、RTAの実施報告書に基づいて「適当な勧告」を行うことを任務としている。それに加えて、同委員会には、WTOにとってのRTAの「系統的含意」(systemic implications)や両者の関係を検討し、一般理事会に対して適当な勧告を行う任務も与えられている。

5 WTOの事例研究

旧ガット時代には、二四条関係の事件として、補償的調整の対象となる貿易被害額が争点になったEEC・米国間のチキン紛争(一九六三年理事会採択)、締約国団の検討とガット・パネル審査との関係が問題に

なったEC柑橘類地域特惠事件（未採択）、ロメ協定が二四条のFTAの定義に該当するかどうかが争われたEC新バナナ輸入制度事件（未採択）などがパネルに付託されている。ただ、本稿での分析の対象は、紙面の都合上、WTO設立以降の事例に限定する。

1 二四条のリーディング・ケース

一九六三年九月一二日、EECがローマ条約二八条（当時）に基づいてトルコとの間で連合協定（アンカラ協定）を締結した。そして、一九九五年三月六日に、トルコ・EC連合理事会は、「トルコが、ガット二四条の要件に従って、本決定の発効以降、……繊維部門においてECと実質的に同一の通商政策を適用すること」を決定した。翌年、トルコ政府は、ECが繊維製品の輸入数量制限を実施するために採択したEC理事会規則三〇三〇・九三を踏まえ、一九種類の繊維製品について同様の措置をとった。インドが当該措置のガット違反をWTOの紛争解決機関に申立てたのが、トルコ繊維事件である。

① パネル

最初の争点となったのは、パネルがRTA全般の二

四条適合性を審査する権限を有するかどうかであった。旧ガット時代の事例を見ると、EC柑橘類地域特惠事件のパネルは、「二四条協定の検討は締約国団の責務である。締約国団の決定がないのに、……二三条一項（a）によるガット締約国の申立てに基づいてRTAの二四条適合性を決定することは適当でない」と判断した。⁽²⁰⁾ただ、EC新バナナ輸入制度事件のパネルは、二四条七項手続が二三条二項のそれに取って代わるかどうかの問題とは無関係に、先ずロメ協定が二四条七項の適用可能な協定であるかどうか、つまり同条八項の要件を充たすかどうかを先行して検討する必要があるとした。⁽²¹⁾

二四条解釈了解の一二節は、パネルが「二四条の規定の適用から生じる問題（any matters）」について管轄権を有することを明確にした。本件では、この「問題」の中に、RTAに関係する加盟国の具体的措置だけでなくRTA全般のガット適合性の問題まで含まれるかどうかという形で、二三条と二四条七項の関係をめぐる旧ガット時代の論争が再燃することになった。

本件パネルは、RTAが「経済的、法的及び政治的な側面を包括する非常に複雑な合意」であることを強

調し、RTA全般の適合性判断に必要な「非常に多面的な評価」を行うことは「一般的にRTA委員会の権限である」と判示した。パネルによれば、CUの成立要件を定めた二四条八項に関する審査はWTOパネルの権限に帰属するが、「関税その他の通商規則全般の経済的評価」を必要とする同条五項の要件審査はRTA委員会の権限に帰属する。⁽²²⁾こうした明瞭な権限配分は、EC新バナナ輸入制度事件のパネル裁定を発展させたものである。

第二の争点は、数量制限の一般的廃止とその無差別適用を定めたガットの一条と二三条に違反するトルコの措置が果たして二四条によって正当化されるかどうかであった。トルコは、二四条が抗弁又は例外規定ではなく、ガット第三部に置かれたCU設立に関する特別法 (*lex specialis*) 又は自己完結的なレジーム (*self-contained regime*) であること (CU設立は例外ではなく自律的権利であり、したがって立証責任はインドに帰属することを含意している)、繊維製品の輸入制限措置がCU設立のために必要な措置であることの二点を論拠として、二四条によって正当化されると主張した。

二四条が「自己完結的なレジーム」であり、CU設

立に関しては他のガット規定を適用することができないとするトルコの第一の論拠に関して、パネルは、二四条と他のガット規定との間に関係性があることは「自明の理」であり、二四条を援用することによって一条・二三条の義務から逸脱することはできないとした。二四条が「条件付きの権利」を認めているに過ぎないのに対して、一条・二三条が厳格な禁止義務を課していることなどが、その理由に掲げられている。⁽²³⁾しかし、その一方で、パネルは、「非抵触の推定」

(同一当事国間で同時期に別の条約を締結している場合、両条約間に抵触は存在しないものと推定する) と「条約の実効的解釈」(条約の全ての規定にできる限り十分な意味を与えることによって条約の全般的整合性を確保する) という条約解釈の基本原則に照らして、二四条と一条・二三条との「抵触に導くような解釈をできる限り回避すべきである」とした。⁽²⁴⁾

トルコの第二の論拠に関しては、二四条八項 (a) (ii) がトルコに対してECと同一の輸入制限措置を要求しているかどうかの問題になった。当該規定は、CU構成国が域外国に対して「実質的に同一の (substantially the same) 関税その他の通商規則」を適

用することを求めている。この規定に関してパネルが注目したのは、「実質性」の基準である。この基準（定性的側面と定量的側面とがあり、関税は後者の側面が強い）には「一定程度の柔軟性」が認められることから、八項（a）（ii）を——一条・二三条と調和的に解釈することが可能であるという。

パネルによると、八項（a）（ii）の実質的同一性の基準は、域外輸入品に対する同一の（identical）通商規則の適用を義務付けたものではなく、CU構成国が「類似の効果を有する『同等の（comparable）』通商規則」を適用すれば、その定性的要件を充たすことができる⁽²⁵⁾。こうした要件を具備する「数量制限の代替措置」としては、関税引上げ、原産地規則及び関税化などが考えられた⁽²⁶⁾。

②上級委員会

控訴審における主要な争点の一つは、パネルがRTA全般のWTO適合性を審査することができるかどうかであった。パネルの判断は、「CU全般がDSUに基づく申立ての対象となる『措置』に該当しないと主張することは、論理的に可能（arguable）である」というものであった⁽²⁷⁾。この問題に関して上級委員会が注

目したのは、インド農産物等数量制限事件である。当該事件では、ガット一条等に違反するインドの輸入制限措置が、「急速な開発過程にある」締約国による「国際收支上の困難」を理由とする輸入制限を認めた一八条Bによって正当化されるかどうかが問題になった。

ガット一八条B等の「国際收支に係る規定に関する了解」の註一には、パネルの審査権限が「国際收支上の目的のためにとられる輸入制限的な措置の適用から生じる問題（any matters）」に及ぶことが明記されている。インドは、この「問題」が国際收支均衡のための具体的な輸入制限措置の適用問題を意味しており、一八条Bに関する全般的正当性（overall justification）の審査権限は国際收支均衡制限委員会（BOP委員会）のみに帰属すると主張した。当該事件のパネルは、BOP委員会とWTOパネルがそれぞれ異なる機能を有するだけでなく、両手続の性質、範囲、時機及び効果も異なることから、「両者の権限が抵触することはない」と判示した。このことは、「BOP制限の正当性に関する紛争が明らかに二三条の適用可能な問題の範疇に属する」——並列（dual track）主義——ことを

含意している。⁽²⁸⁾

本件の上級委員会は、議論の対象となる「問題」の範囲が若干異なるものの、右の先例を引用することで本件パネルの消極的な判断を間接的に批判し、WTO パネルもCU全般のWTO適合性を審査できることを示唆している。ただし、同委員会は、トルコ・EC連合が二四条の定めるCUの要件に適合するというパネルの仮説が控訴に際して問題にされていないという理由で、その具体的な審査を行っていない。

控訴審におけるもう一つの争点は、ガットの規定がCUの設立を「妨げるものではない」と記した二四条五項柱書の位置付けの問題である。トルコは、この柱書によってCU設立のために他のガット規定から逸脱することが許容されると主張した。それに対して、上級委員会は、パネルの審理が二四条の五項(a)と八項(a)を中心に行われており、二四条解釈の「鍵」となる重要な五項柱書を「お座なりに」(only in a passing and perfunctory way) 参照しているに過ぎないことを認めた。⁽²⁹⁾

そして、同委員会によると、柱書は、「ガットの規定によってCUの設立を妨げることができない」こと

を意味しており、CU構成国は、一一条等に違反する措置を正当化するために二四条を「抗弁」として援用することができる。⁽³⁰⁾ この点で、二四条によって他のガット規定に違反する措置を正当化することができないとしたパネルの判断は覆されたことになる。ただし、柱書の冒頭にある「よって」(accordingly)と、柱書の最後にある「ただし、次のことを条件とする」(Provided that)という文言は、一定条件の下でのみ二四条を抗弁として援用可能なことを示唆している。CU設立のために二四条を援用する当事者は、次の二つの要件事実を証明しなければならない。⁽³¹⁾

第一の要件は、CUが二四条の八項(a)と五項(a)の要件を具備していることである。上級委員会の判断で注目されるのは、八項の「実質性」の基準をパネルよりも厳密に解釈した点である。当該基準に関しては、確かにパネルの指摘した「一定程度の柔軟性」が認められるものの、それは狭い範囲に限定されなければならない。同委員会によれば、「実質性」の基準は、同一性(sameness)を幾分緩和するにとどまり、「ほぼ同一性に近いもの」を要求するという。⁽³²⁾

第二の要件は、問題の措置が認められない場合にC

Uの設立が妨げられること、換言すればCU設立のために問題の措置が必要なことである。上級委員会は、域内の「実質上のすべての貿易」に関する制限的通商規則の廃止を求めた八項(a)(i)の実質性の基準には「限定的であるが一定程度の柔軟性」が認められることから、当該基準を充たすと同時に域内貿易の歪曲効果を回避することのできる「利用可能な他の代替措置」(例えば、トルコが、ECが無関税輸入の対象となるトルコの繊維製品とインドを含む第三国のそれとを区別できるような原産地規則を採用する)が存在することを指摘した。⁽³³⁾ こうした解釈は、問題の措置がCUを設立するために「必要」なだけでは足りず、貿易歪曲効果を伴わないものでなければならないことを示唆している。

2 WTOとRTAの手統的競合

RTAの中には、締約国間の紛争を解決するために、政治的・外交的手段にとどまらず、アド・ホックなパネル(NAFTA等)や常設の国際裁判所(EU、アンデス共同体)を具備したものが僅かながら存在している。この場合、同一の事案に関してWTOとRTAの

手続が「競合」し、相反する判断が示される可能性もある。⁽³⁴⁾ ここでは、WTOのパネルにおいて、RTA仲裁との管轄権競合が問題になったブラジル再生タイヤ事件とメキシコ清涼飲料事件を取り上げ、この問題がどのように処理されたのかを検証する。

①ブラジル再生タイヤ事件

ブラジル政府は、二〇〇〇年に環境保護と公衆衛生を目的とした再生タイヤ輸入禁止措置をとった。しかし、メルコスール仲裁裁判所は、それが構成国間で新たな貿易制限措置をとらないことを定めたメルコスール決定第二二号(二〇〇〇年)に違反すると判示した。そのため、ブラジル政府は、二〇〇二年三月八日に命令第一四号を発し、輸入禁止措置の対象からメルコスール構成国の再生タイヤを除外する措置をとった。ECは、こうしたブラジル政府の一連の措置がガット一条等に違反すること、特にメルコスール除外措置に関してはガット一条一項及び二三条の義務に違反するとの申立てをWTOの紛争解決機関に対して行った。パネルは、ブラジルの輸入制限措置がガット一条に違反することを認めたので、いわゆる裁判効率(judicial economy)の原則に従って、さらにメルコ

スール除外措置がガット一条及び二三条に違反するかどうかまで判断する必要はないとした。⁽³⁵⁾そして、ブラジル政府の主張するように除外措置が二〇条によつて正当化されるかどうかに関して、パネルは、次のように述べている。輸入量への当該措置の影響がブラジルの輸入禁止措置の目的達成を著しく損なう程度のものではないことから、二〇条柱書の消極的要件である恣意的又は不当な差別には該当せず、したがつて同条によつて正当化されると。⁽³⁶⁾

他方、上級委員会は、二〇条柱書の恣意的又は不当な差別の認定基準が「差別の効果」(輸入量の変化)ではなく「差別の理由又は根拠」にあり、輸入量への影響は差別の不当性を判断する際の関連要素の一つに過ぎないとした。そして、同委員会は、差別の理由・根拠と措置の目的との間に「合理的関係」が存在するかどうかを検討し、差別の理由・根拠とされるメルコスール仲裁裁判所の判決理由(メルコスール決定第二二号違反)と輸入禁止措置の目的(環境保護と公衆衛生)の間に合理的関係は認められないと結論付けた。⁽³⁷⁾その結果、メルコスール除外は二〇条柱書の恣意的又は不当な差別に該当すると認定され、この点に関する

パネルの判断は取り消されている。

②メキシコ清涼飲料事件

メキシコは、二〇〇二年に税法を改正し、サトウキビ以外のものを甘味料に使用する清涼飲料の輸入に対して二〇%の従価税と流通税を課すことにした。米国は、この課税措置が甜菜とトウモロコシを甘味料に使用する輸入清涼飲料に対して、サトウキビを甘味料に使用するメキシコ国内の同種又は直接競争産品よりも不利な待遇を許与することになり、ガット三条二項・四項(内国民待遇)に違反する旨をWTOの紛争解決機関に申立てた。

先ず、メキシコは、本件がNAFTAで係争中の「より広範囲の甘味料貿易紛争」(WTOプラス)に関連していることから、NAFTA仲裁パネルのみが「紛争全体に取り組む」ことのできるフォーラムであると主張した。もつとも、同国は、WTOパネルが本件の管轄権を有すること自体は認めており、その上で、NAFTA仲裁パネルのためにWTOパネルが管轄権の行使を自制する(decline)ように求めたのである。⁽³⁸⁾

この問題に関して、WTOパネルは、「DSU(紛争解決了解)の下では、パネルは、適切に付託された

事案について管轄権を行使するかどうかを決定する裁量権を有しない」と判示した。⁽³⁹⁾その主要な理由は、WTO紛争解決制度の目的が特定事件の争点の解決と紛争の積極的解決の確保にあること（オーストラリア鯉事件の上級委員会）、DSU一条が付託問題の客観的評価を行う義務をパネルに課していること、さらに同二三条がWTOの紛争解決制度に付託する権利を加盟国に保障していることの三点にあった。

次に、メキシコは、課税措置がガットの三条二項・四項に違反するとしても、それが二〇条（d）の「法令の遵守を確保するために必要な措置」に該当することから、同条によって正当化されると抗弁した。しかし、パネルは、「法令」（law and regulation）の用語にNAFTAのような条約が含まれないこと及び国内では条約の「遵守を確保する」現実性が十分に担保されていないことを理由として、問題の措置が二〇条（d）には含まれないと判示した。⁽⁴⁰⁾

控訴審では、WTOパネルの管轄権と二〇条による正当化の可能性が再度争点になった。先ず、前者の問題に関して、上級委員会は、WTOパネルが「裁判機能に固有の権限」として付託事件に関する管轄権の有

無とその範囲を決定する権限を有することを認めつつも、その裁量権がDSUの認める範囲内でのみ許容されることを強調した。⁽⁴¹⁾そして、DSUの規定が、付託問題の検討と客観的な評価及び認定を行うことをパネルに義務付ける（七条一項・二項、一条）一方、加盟国にはWTOパネルの裁定を受ける権利を保障している（二三条一項、三条三項）ことから、上級委員会は、「WTOパネルが管轄権を行使するかどうかを自由に選択することができない」とした原審の結論を支持している。

次に、後者の問題に関して、上級委員会は、二〇条（d）における遵守の「確実性」が措置の「必要性」の要件から派生した独立の要件ではなく、必要性を判断する際の関連要素の一つに過ぎないことを指摘した。⁽⁴²⁾ただし、同委員会は、「法令」にはNAFTAのような条約が含まれないとする原審の解釈については首肯し、メキシコの課税措置が二〇条（d）の措置に該当しないとしたパネルの結論自体は支持している。

六 WTOとRTAの統合に向けて

上記の事例を瞥見すると、WTOのパネルと上級委

員会は、WTO協定の手続的・実体的優位性に基づいて、WTOの管轄権行使とRTAに基づく貿易制限措置の違法性を一方的に宣告しているが、RTAのWTO適合性を確保するためには、WTO関連規則の明確化が不可欠である。他方で、その実現可能性が低いことやWTO関連規則の厳格化がRTAの利点を減殺してしまう恐れがあることから、RTAを「多角化」することによってWTOとの「統合」を図ろうとするアイデアも登場している⁽⁴³⁾。

1 WTO規則の明確化

WTOのパネルとRTA委員会がRTAの適合性を厳密に審査するためには、WTOの関連規則取り分けガット二四条の規定を明確化する必要がある。これは、上記のLeutwilerレポートが指摘した点であり、トルコ繊維事件のパネルやRTA委員会⁽⁴⁴⁾の一九九八年報告書においても繰り返し強調されている。そして、二〇〇一年の第四回WTO閣僚会議(ドーハ)では、「現行のWTO協定に基づいてRTAに適用される規則及び手続を明確化し改善することを目指した交渉」を進めることが合意された⁽⁴⁵⁾。

RTAの適合性判断が困難な理由の一つには、RTA締約国の提供する情報の不十分さもあった。そこで、手続面における改善として、二〇〇六年二月一四日に、一般理事会が「RTAに関する透明性メカニズム」と題する決定を行って⁽⁴⁶⁾いる。これにより、RTA批准時の条約文と日程の通報だけでなく、RTAの締結交渉参加時の早期通報と条文変更時の通報も必要とされた。当該決定で注目されるのは、RTAの透明性の向上にとどまらず、通報から一年以内に締約国団がRTAを「考慮」することを求めている点である。従来の「検討」(examination)から「考慮」(consideration)への変更は発展途上国グループの要求によるものであるが、RTA委員会のチェック機能を形式的にも低下させるニュアンスが含まれている⁽⁴⁷⁾。

次に、実体面の改善に関しては、二四条における「実質上のすべての貿易」や「その他の制限的通商規則」などの文言の意味を明確化するために、RTA委員会が「RTAに関する『系統的』問題の概要」と題する報告書(二〇〇〇年)を提出している⁽⁴⁸⁾。ただし、その内容は、これらの文言を巡るWTOの判例と加盟国の見解の対立を整理したにとどまっている。既に大

半のWTO加盟国がRTAを締結している現状においては、今後、二四条要件の厳格化の可能性を伴う文言の明確化作業が大きく進展するようには思えない。

かかる状況を踏まえて提案されている方法が、いわゆるソフト・ロー・アプローチである。⁽⁴⁹⁾これは、一般理事会の前記決定を通じて透明性の向上と情報の共有化を図り、それを基礎にして加盟国の行動指針とも言うべきグッド・プラクティスのコードを作成するというものである。その実例としては、貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に附属する「規格の準備、採択及び適用のためのグッド・プラクティス・コード」が挙げられる。当該コードは、全加盟国を拘束するものではなく、各加盟国による選択が可能であり、WTOの紛争解決手続に服することもない。ただ、このソフト・ロー・アプローチには、WTO規則に関する規範性の闕の「相対化」と、それに伴うWTO規則の規範的脆弱化という固有のリスクが内在している。

2 地域主義の多角化

WTO規則の明確化によってRTAに対するWTOの規律を徹底するという方法は、国際貿易法の統一性

を確保するという点では優れているが、WTO規則の改正や解釈了解の採択には実際上コンセンサスが必要とされるため、その実現可能性には疑問符が付く。また、仮にそれが可能であるとしても、RTAに関するWTO規則が過度に厳格化された場合、WTOの補充性(WTOラウンド交渉の隘路を打開する手段)やWTOの非対象分野を自由化する革新性(国際貿易法の対象範囲の拡大)といったRTAの利点を減殺してしまう恐れがある。そこで、近年、RTAの利点を活かしつつWTOとRTAの緊張関係を緩和する方策として、RTAを多角化することによってWTOとの統合を促す、いわゆる「地域主義の多角化」(*multilateralizing regionalism*)⁽⁵⁰⁾のアイデアが注目を集めている。ただ、実際の提案に含まれる具体的な内容はさまざまであり、ここでは、その内の二つの提案を紹介・分析する。

①情報技術協定(ITA)モデル

ウルグアイ・ラウンドでは、日本、EU、カナダ及び米国の提出したIT製品貿易自由化案が積み残しとなった。しかし、一九九六年の第一回WTO閣僚会議において、一四の国・関税地域(EC、台湾及び香港)が「IT製品貿易に関する閣僚宣言」に署名し、

その附属書に掲げる I T 製品の関税を二〇〇〇年までに撤廃することで合意した。⁽⁵¹⁾この宣言が、一般に「情報技術協定」(Information Technology Agreement, ITA)と呼ばれるものであるが、正確に言えば協定ではなく、単なる「合意」に過ぎない。しかも、それは、通常のコンセンサス方式で採択されたものではなく、一部の国・関税地域が署名したにとどまっている。

これらの点に加えて、I T A には四つの新機軸が見られる。その第一は、合意の実施に「クリティカル・マス」(critical mass) の達成を要件とした点である。I T 製品の世界貿易に占める当初の署名国・関税地域のそれは八三%であったが、合意の実効性を担保するために、それが「約九〇%」にまで到達することを実施の条件とした(宣言の附属書四項)。この閾値が、クリティカル・マスと呼ばれるものである。第二に、宣言自体は法的拘束力を有しておらず、署名国・関税地域がガット二条に定める自己の譲許表を修正することによって初めて法的拘束力が発生する(宣言二項)。第三に、譲許表に基づく各締約国の譲許には MFN 原則が適用されることから、I T A による I T 製品の関税撤廃の効果は、署名国・関税地域にとどまらず、全

てのガット加盟国に均霑されることになる。最後は、宣言の実施を巡る紛争が、ソフト・ローの場合と異なり、ガット二三条の手續に服するという点である(附属書六項)。ただし、WTO パネルにおいて実際に問題となるのは、日本等の申立てによる EC の I T 機器事件のように、I T A それ自体の違反ではなく、ガット二条の義務に違反したかどうかである。⁽⁵²⁾

I T A は、いわゆる分野別協定 (sectoral agreements) の一つであり、その点では R T A と異なっている。しかし、それが最も成功した部分的協定であることから、右記のユニークな特徴を R T A の多角化に取り入れようとする動きが見られる。⁽⁵³⁾例えば、ロー (B. Low) は、加盟国の増加と規制対象の拡大に伴ってコンセンサスを得ることが次第に困難となっている WTO の現況に鑑み、その意思決定をコンセンサス方式からクリティカル・マス方式に改めるよう、提案している。⁽⁵⁴⁾確かに、後者の方式によれば、R T A 委員会の「考慮」結果に基づく理事会の勧告もかなり容易に行うことができるようになる。しかし、加盟国の「十分に大きな部分的集合」(クリティカル・マス) の具体的閾値の設定という固有の難題を解決する以前に、旧

ガット時代から続くコンセンサス方式からの離脱には相当の困難を伴うであろう。

また、ポウエリン (J. Pauwelyn)⁽⁵⁵⁾ は、RTAにおけるMFN条項の挿入を提案している。例えば、チリ・米国FTAの一〇条三項は、「いずれの当事国も、同様の状況において非当事国の投資家に許与する待遇より不利でない待遇を他方の当事国に許与する」旨を定めている。かようなMFN条項が全てのRTAに取り入れられると、現在の錯綜したRTA間の関係が「劇的に単純化される」可能性⁽⁵⁶⁾がある。しかしながら、彼自身も認めるように、RTA締約国は、MFN条項の挿入によって、それぞれの個別事情と相互主義に基づいて譲許する特惠マージンを、以前に締結した他のRTAの締約国にまで遡及させる形で多角化することに消極的であろう。

②相互の尊重と調整

ポウエリンは、WTOの優位性に基づいたRTA問題の一方的な解決よりも、WTOとRTAの「相互の承認と尊重」によって両者の調整を図る、プラグマティックな解決方法を提案している⁽⁵⁷⁾。

先ず、WTO側からの調整の試みとしては、WTO

パネルが両紛争当事国の締結したRTAを参照しつつ、WTO規則を解釈・適用することが考えられる。ただ、パネルと上級委員会は、實際上、その適用法を、WTO協定、「解釈に関する国際法上の慣習的規則」(DSU三条二項)並びにWTO協定の解釈適用に必要な手続的性質の規則(比例原則等)に限定しており、「条約に反しない国際法」(国連海洋法条約二九三条)や「法の一般原則」(国際刑事裁判所規程二一条)を適用することには極めて慎重である。

ただ、WTOパネルは、WTO協定以外の条約を直接適用することができなくても、「当事国の間において適用される国際法の関連規則」をWTO協定の解釈基準として参照することは可能である(ウィーン条約法条約の三一条三項(c))。しかし、ECバイテク事件のパネルは、この「当事国」の範囲を、紛争当事国ではなく「WTOの全ての加盟国」と厳格に捉えている。こうした認識に立つと、WTOパネルが解釈基準として他の条約を参照するためには、WTOの全加盟国が当該条約の当事国でなければならない⁽⁵⁸⁾。かようにWTOレジームの排他性は極めて強く、ウィーン条約法条約三一条三項(c)に基づく「系統的統合」

(systemic integration) は、實際上、ほとんど不可能な⁽⁵⁹⁾ 状況にある。

次に、RTA 側からの多角化の試みとしては、先に紹介した RTA への MFN 条項の挿入に加えて、次の二つの方法が提案されている。その一つは、RTA の規定内容が WTO と実質的に同一である(例えば、内国民待遇)場合に、RTA がその紛争解決を WTO の規則と手続に委ねるという方法である。⁽⁶⁰⁾ 例えば、EC・チリ間の FTA は、その義務内容が WTO のそれと同一である場合、「WTO 協定の関連の規則及び手続」によることを認めている(一八九条四項(c))。もう一つは、特定の事項に関して、RTA が WTO パネルへの紛争付託を義務付けるという方法である。その実例としては、衛生植物検疫 (SPS) 措置とアンチ・ダンピングに関する紛争の WTO 付託を義務付けた、韓国・米国 FTA の八条四項と一〇・七条二項がある。

七 おわりに

多角的な MFN を基軸としたガット・WTO 体制の下で、差別的な相互特惠を定める RTA は、一定の要

件を具備する場合にのみ認められる特別な「例外」として位置付けられてきた。ただ、旧ガット時代には、RTA のガット適合性を検討するための作業部会や特別委員会が設置されたものの、適合性に関する明確な結論が出されたのは特殊な事例の一件(チェコとスロバキアの CU)にとどまっている。ガット適合性の判断が困難な理由としては、二四条の文言の曖昧さ、RTA に関する情報提供の不十分さ、さらにはガット全加盟国のコンセンサスによる適合性の判断と勧告が考えられた。⁽⁶¹⁾

一九九六年に設置された RTA 委員会が WTO 適合性に関して明確な結論を出したことは、これまでに一度もない。モンゴルとモリタニアを除く WTO の全加盟国が RTA を締結している現況において、RTA 委員会と WTO パネルが RTA 自体の WTO 不適合を明確に宣告する可能性は、ほとんど皆無と言ってよいであろう。したがって、現在、WTO が RTA の適合性をチェックする実際的方法としては、加盟国の申立てに基づいて WTO パネルが RTA に由来する具体的な貿易制限措置の適合性を個別に審査する方法に限られている。

本稿の事例研究から明らかなように、WTOのパネルと上級委員会は、RTAの紛争解決手続に対して既判力（*res judica*）や司法礼讓（*comity*）を認めることなしに、WTOの手続と規則に基づいてRTAに由来する貿易制限措置の違法性を宣告している。しかし、かようなWTOの手続的・実体的優位性に基づいた一方的な判断では、WTOの補完生や国際貿易法の対象範囲の拡大といったRTAの利点を減殺してしまう恐れがある。

そこで、近年、RTAの利点を活かしつつ国際貿易法の規則と手続のフラグメンテーションを緩和する方策として、RTAをWTOの補完として位置付け、その多角化を通じてWTOとRTAの統合を図る、「地域主義的多角化」というアイデアが注目を集めている。こうした考え方は、当面の現実的な解決策として評価できるものの、実際の提案に含まれる具体的内容はさまざまであり、本稿で紹介したいずれの方法も決定的な解決策とは言い難いものであった。

(1) 包括的経済連携に関する閣僚委員会の「包括的経済連携に関する基本方針」（二〇一〇年一月六日）では、日本の「政治・経済・安全保障上の最重要地域」であるアジア太平洋自由貿易圏（FTAPP）構想の実現に向けた道程の中で唯一交渉が開始されているTPP協定に関して、「情報収集を進めながら対応していく必要がある、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と記されている。

(2) WTO, The WTO and preferential trade agreements: From co-existence to coherence, *World Trade Report 2011*, p4.

(3) 日本政府は、従来、WTO中心主義の立場から、RTAに関しては二〇〇二年にシンガポールとの間で経済連携協定を締結するにとどまっていた。しかし、その後、日本政府は、RTAの外交上・経済上のメリットを認識し、特に経済的・政治的関係の深い東アジア諸国を中心としたRTAの積極的締結を提言した外務省経済局「日本のFTA戦略」（二〇〇三年）や、日本の経済的（構造改革の推進）・外交的（東アジア共同体の構築）な利益に資するRTAの早期締結に向けて「政府一体となって全力を傾注する」

決意を明らかにした経済連携促進関係閣僚会議の「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(二〇〇四年二月)を契機として、RTA締結に前向きに取り組むようになった。二〇二二年の時点で、日本は、シンガポールを含む一三の国・地域(メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー)との間でRTAを締結している。

(4) 前掲「日本のFTA戦略」。

(5) Richard E. Baldwin, *Multilateralising Regionalism: Spaghetti Bowls as Building Blocs on the Path to Global Free Trade, The World Economy*, 2006, pp.1466-1471.

(6) 前掲「日本のFTA戦略」。

(7) 二〇一一年の「世界貿易報告書」は、RTAを、発展水準(先進国間、発展途上国間、先進国・発展途上国間)、地理的範囲(地域内と地域間)、その規模(二国間、多数国間、地域間)、統合程度(CUとFTA、対象範囲の広さ)の四基準に従って分類している。*World Trade Report 2011*, pp.54-63.

(8) Decision of 28 November 1979, L/4903.

(9) 「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」では、経済連携の在り方としてFTAが最適かどうかを検討すると記されていたが、「包括的経済連携に関する基本方針」においては、現在の日本が、一方で新興国の経済的躍進と日本経済の凋落という「構造的な変化」、他方でWTOラウンド交渉の行き詰まりと主要貿易国間のRTAネットワークの拡大という「歴史の分水嶺」に直面しているという認識に立って、強い経済を実現するために単なるFTAよりも「高いレベルの経済連携」によって「国を開く」必要があることが強調されている。

(10) *World Trade Report 2011*, p.51.

(11) Final Act of The United Nations Conference on Trade and Employment. ガットの二四条は、ハバナ憲章の四四条にはなかった。一、二、三、六、一及び一二項が追加されている。

(12) Turkey-Restrictions on Imports of Textiles and Clothing Products (hereinafter Turkey-Textiles Case), WT/DS34/R, para. 2. 2.

(13) Ibid. footnote 312 and para. 9. 132.

(14) Report submitted by the Committee on the Rome Treaty to the CONTRACTING PARTIES on 29

- November 1957, L/778.
- (51) Working Party on the Customs Union between the Czech Republic and the Slovak Republic, L/7501.
- (16) F. Leutwiler et al., Trade Policies for a Better Future: the Leutwiler Report, in A. Dunkel ed., *Trade Policies for a Better Future: the "Leutwiler Report", the GATT and the Uruguay Round*, 1985.
- (17) *World Trade Report 2011*, pp.184-185.
- (18) Singapore Ministerial Declaration adopted on 13 December 1996, WT/MIN(96)/DEC, para.7.
- (19) RTA Committee, Decision of 6 February 1996, WT/L/127, 7 February 1996.
- (20) EC-Tariff Treatment on Imports of Citrus Products from Certain Countries in the Mediterranean Region, L/5776, para.415.
- (12) EEC-Import Regime for Bananas, DS38/R, paras. 157-158.
- (22) Turkey-Textiles Case, Panel Report, paras. 9, 49-53, 120-122 and 153.
- (23) Ibid., paras. 9, 131-132, 163 and 186-188.
- (24) Ibid., paras. 9, 93-96.
- (25) Ibid., paras. 9, 146-151.
- (26) Ibid., paras. 9, 189-190.
- (27) Ibid., para. 9, 53.
- (28) India-Quantitative Restrictions on Imports of Agricultural, Textile and Industrial Products, WT/DS90/AB/R, paras. 80-109.
- (29) Turkey-Textiles Case, Appellate Body Report, WT/DS34/AB/R, para. 43.
- (30) Ibid., para. 45.
- (31) Ibid., para. 58, のほかに「要件が、アルゼンチン履物やフーゲー事件の上級委員会により再確認を要する」⁹。Argentina-Safeguard Measures on Imports of Footwear, WT/DS121/AB/R, para.109.
- (32) Ibid., para. 50.
- (33) Ibid., paras. 62-63.
- (34) 川瀬剛志「WTOと地域経済統合体の紛争解決手続の競合と調整—フォーラム選択条項の比較・検討を中心として—」RIETI Discussion Paper Series 07-050。他方、RTAの紛争解決手続との競合は「WTOの紛争ではわずかに握りにとらえられている潜在的抵触に対する過度の懸念は危惧された程には現実化していない」との指摘もある（*World Trade Report 2011*, p.174）。ちなみに、RTAの紛争解決

手続規定には、申立国の選択に委ねる方式 (NAFTA 二〇〇五条一項・六項など)、特定事件 (韓国・米国 FTA の八条四項と一〇・七条二項) や WTO の義務と内容的に同一の義務違反事件 (EC・チリ FTA 一八九条四項 (c)) の WTO 付託を義務付ける方式、さらには特定事件 (環境・健康保護と植物検疫措置 = NAFTA 二〇〇五条四項) や RTA の解釈適用事件 (EC 条約二九二条、アンデス共同体のカルタヘナ司法裁判所条約四二条一項) の RTA 手続付託を義務付ける方式がある。

(35) Brazil-Measures affecting Imports of Retreated Tyres, WT/DS332/R, para. 7, 456.

(36) Ibid., paras. 7, 285-288.

(37) Brazil-Measures affecting Imports of Retreated Tyres, WT/DS332/AB/R, paras. 225-233.

(38) Mexico Tax Measures on Soft Drinks and Other Beverages, WT/DS308/R, para. 11. 当該事件については、次の論文を参照。William J. Davey and A. Sapir, The Soft Drinks Case: The WTO and Regional Agreements, *World Trade Review*, Vol. 8, No. 1, 2009, pp. 5-23; J. Pauwelyn, Adding Sweeteners to Softwood Lumber: The WTO-NAFTA "Spaghetti Bow" is

Cooking, *Duke Law School Faculty Scholarship Series Paper 32*, 2006. カナダ軟材事件 (WT/DS277/RW) や米国メトロ表示事件 (WT/DS381/R) にも、WTO パネルと NAFTA パネルの管轄権競合が問題になっている。

(39) Ibid., para. 1, 18.

(40) Ibid., paras. 8, 182-185 and 193-196.

(41) Mexico Tax Measures on Soft Drinks and Other Beverages, WT/DS308/AB/R, paras. 45-46.

(42) Ibid., para. 74.

(43) RTA の差別効果を緩和する方法として、ラウンド交渉を通じた関税引下げや原産地規則の調整・標準化及び累積化 (多数国間で行われる生産過程を一地域での生産と見なす) も提案されている。

Petros C. Mavroidis, WTO and PTAs: A Preference for Multilateralism?, *Journal of World Trade*, Vol. 44, No. 5, 2010, p. 1152. RTA における原産地規則の問題については、梅島修「TPP 物品市場アクセス・原産地規則とその影響」特集「TPP の法的インパクト」シナリスト一四四三号 (二〇一二年七月) 二九—三五頁を参照。

(44) Turkey-Textiles Case, Panel Report, footnote 334.

- Report of the RTA Committee to the General Council, WT/REG/7, 1998, para. 15.
- (45) Doha Ministerial Declaration adopted on 14 November 2001, WT/MIN(01)/DEC/1, para. 29.
- (46) Transparency Mechanism for Regional Trade Agreements, General Council Decision of 14 December 2006, WT/L/671.
- (47) Petros C. Mavroidis, op. cit., p.1149.
- (48) Synopsis of "Systemic" Issues related to Regional Trade Agreements, WTO Secretariat, WT/REG/W/37, 2000.
- (49) P. Low, Regionalism: Challenges for the WTO, Paper presented at the Asian Development Bank Institute/Graduate Institute of Geneva Conference on Multilateralizing Asian Regionalism, Tokyo, 2008.
- (50) R. Baldwin and P. Low, Introduction, in R. Baldwin and P. Low eds., *Multilateralizing Regionalism, Challenges for the Global Trading System*, WTO, 2007, p.1.
- (51) Ministerial Conference, Ministerial Declaration on Trade in Information Technology Products, WT/MIN(96)/16, Singapore, 13 December 1996.
- (52) 日本、米国及び台湾は、ECが技術進歩に伴うIT機器の多機能化と高度化を理由として従来のITA対象品の一部を対象外へと変更した措置についてWTOパネルの設置を要求し、そのパネル報告書が二〇一〇年八月一六日にDSB（紛争解決機関）に上付採択された。EC and its Member States-Tariff Treatment of Certain Information Technology Products, WT/DS375/R, WT/DS376/R and WT/DS377/R.
- (53) Richard E. Baldwin, op. cit. (supranote 5), pp.1504-1505.
- (54) P. Low, WTO Decision-Making for the Future, WTO Economic Research and Statistics Division, *Staff Working Paper ERS-D-2011-05*, pp.6-12.
- (55) J. Pauwelyn, Multilateralizing Regionalism: What about an MFN clause in Preferential Trade Agreements?, Proceedings of the 103rd Annual Meeting, *American Society of International Law*, March 2009, pp.122-124; Catherine L. Mann and X. Liu, The Information Technology Agreement: Sui Generis or Model Stepping Stone?, in R. Baldwin and P. Low, op. cit., pp.13-14.

- (56) J. Pauwelyn, Legal Avenues to "Multilateralizing Regionalism" beyond Article XXIV, in R. Baldwin and P. Low, *op. cit.*, pp. 31-32.
- (57) *Ibid.*, pp.1-35.
- (58) 拙稿「EC バイテク事件について—WTO における自由貿易と健康・環境保護の相克—」法学研究 (慶應義塾大学) 八〇巻七号 (二〇〇七年) 一二四—一二六頁。
- (59) 拙稿「貿易レジームと環境レジームの交錯—機能的な分立から緩やかな統合へ—」国際法外交雑誌 一〇七巻二号 (二〇〇八年) 六五—六九頁。
- (60) NAFTA は、その投資仲裁裁判所の適用法として、当該協定に加えて「紛争当事国の同意する全ての関連する国際法」を指定している (一一三〇条)。
- (61) *World Trade Report 2011*, p.185.